

千葉県職員公務災害等見舞金支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、職員が公務上（通勤を含む。以下同じ。）の災害を受けた場合に職員又はその遺族に支給する公務災害等見舞金（以下「見舞金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第2条第1項に規定する職員
- (2) 千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年千葉県条例第55号。以下「条例」という。）の適用を受ける者
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の適用を受ける者

（公務上の災害の認定及び障害等級の決定）

第3条 この要綱による公務上の災害の認定及び障害等級の決定については、当該職員に適用される地公災法、労災法又は条例による。

(見舞金の種類)

第4条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 死亡見舞金
 - (2) 障害見舞金
- （死亡見舞金）

第5条 死亡見舞金は、職員が公務上死亡した場合に該当職員の遺族に支給する。

2 前項の死亡見舞金は3,000万円とする。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者であって、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 死亡見舞金を受けることのできる同順位遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける見舞金の額は支給される死亡見舞金をその人数で除して得た額とする。

(障害見舞金)

第7条 障害見舞金は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおったとき地公災法別表に定める等級に該当する障害がある場合に当該職員に支給する。

2 前項の障害見舞金の額は別表に定める額とする。

(支給制限)

第8条 死亡見舞金を受けることのできる遺族又は障害見舞金を受けることができる職員が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、第5条第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず見舞金の額は当該各号に掲げる額とする。

(1) 公務上の災害が第三者の行為によって発生し、当該第三者から損害賠償を受けた場合は、第5条第2項又は第7条第2項の見舞金の額からその額を控除した額

(2) 地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号。以下「規程」という。）第25条の2第9号、第11号及び第13号に規定する傷病特別支給金、遺族特別支給金及び遺族特別援護金（労災法及び条例並びに労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務上の災害等に伴う休業等補償金の支給に関する要綱（平成10年7月1日施行）に基づくこれらに相当するものを含む。）を受けた場合は、第5条第2項の見舞金からその額を控除した額

(3) 規程第25条の2第9号、第10号及び第12号に規定する傷病特別支給金、障害特別支給金及び障害特別援護金（労災法及び条例並びに労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務上の災害等に伴う休業等補償金の支給に関する要綱に基づくこれらに相当するものを含む。）を受けた場合は、第7条第2項の見舞金からその額を控除した額

(4) 千葉県消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和27年千葉県条例第36号）の適用により殉職者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金又は重度障害者賞じゅつ金の支給を受ける消防職員については前3号において控除する第三者からの損害賠償等の額を第5条第2項又は第7条第2項の見舞金の額から控除した額の2分の1の額

(5) 派遣職員の派遣先の機関等からこの要綱の規定による見舞金に相当する給付（以下「派遣先機関等からの見舞金相当額」という。）を受ける場合については、第5条第2項、第7条第2項又は前条の規定による見舞金の額から派遣先機関等からの見舞金相当額を減じて得た額

(申請手続)

第9条 見舞金の支給を受けようとする者は、地方公務員災害補償金その他の公務災害補償の実施機関において職員の死亡が公務上生じたものと認定されたとき、又は公務上の負傷若しくは疾病に基づく障害の等級が地公災法別表に定める各等級と認定されたときは、市長に申請しなければならない。

(支給等)

第10条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときはこれを審査し、支給に関する決定を行いその結果によりすみやかに必要な措置を講じなければならない。

(請求の期限)

第11条 見舞金は当該職員に適用される地公災法、労災法又は条例により認定又は決定された時から2年を経過したときは、請求することができない。

(返 還)

第12条 偽りその他の不正の手段により、見舞金の支給を受けた者があるときは、市長はその者に既に支給した見舞金の全額又はその一部を返還させることができる。

(委 任)

第13条 この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後に発生した公務上の災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、同日以後に発生した公務上（通勤を含む。）の災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、同日以後に発生した公務上（通勤を含む。）の災害から適用し、同日前に発生した公務上（通勤を含む。）の災害については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、同日以後に発生した公務上（通勤を含む。）の災害から適用し、同日前に発生した公務上（通勤を含む。）の災害については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年7月9日から施行し、平成9年4月1日以後に発生した公務上の災害又は通勤による災害に係る公務災害等見舞金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行し、同日以後の公務上の災害又は通勤による災害に係る公務災害等見舞金の支給について適用する。

改正	昭和53年	4月	1日
	昭和56年	11月	1日
	昭和58年	4月	1日
	昭和60年	4月	1日
	平成元年	4月	1日
	平成4年	4月	1日
	平成7年	4月	1日
	平成10年	7月	9日
	平成26年	3月	17日

別 表

障 害 の 等 級	見 舞 金 の 額
第 1 級	3, 0 0 0 万円
第 2 級	2, 5 9 0 万円
第 3 級	2, 2 2 0 万円
第 4 級	1, 8 9 0 万円
第 5 級	1, 5 7 0 万円
第 6 級	1, 3 0 0 万円
第 7 級	1, 0 5 0 万円
第 8 級	8 2 0 万円
第 9 級	6 2 0 万円
第 1 0 級	4 6 0 万円
第 1 1 級	3 3 0 万円
第 1 2 級	2 2 0 万円
第 1 3 級	1 4 0 万円
第 1 4 級	8 0 万円